

被保険者のみなさまへ  
**長寿医療制度(後期高齢者医療制度)**

## 1 保険料の納付について

### ① 普通徴収(窓口納付・口座引き落とし)の方へ

**納付書が届いている方は、納期までに必ず納めてください。**

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

#### 納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	H29.8.31	H29.10.2	H29.10.31	H29.11.30	H30.1.4	H30.1.31	H30.2.28	H30.4.2

※ 納期限は各月の末日になります。ただし、その末日が土曜日、日曜日及び休日(祝日)の場合は、次の平日が納期限となります。

### ② 特別徴収(年金から天引き)の方へ

#### 保険料のお支払方法が変更できます

保険料を年金からお支払いしていただいている方のうち、次のいずれかに当てはまる方は、保険料を口座振替によりお支払いいただくことができます。

ア 国民健康保険の保険税を、滞納なく納めていた方  
→ご本人の口座からの口座振替が可能

イ 年金収入が180万円未満の方で、代わりに納めてくれる配偶者や世帯主がいる方  
→その方々の口座からの口座振替が可能

**ご希望の方は、まず役場窓口でお手続きが必要です。**

#### 手続きに必要なもの

- ①本人を証明できる書類等(保険証など) ②通帳 ③銀行印

#### 保険料に係る社会保険料控除

- 所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることとなります。
- 10月以降の保険料について一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収により保険料を支払う方法から、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うように変更した場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

## 2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までに、お送りします。

## 3 障害認定について

新たに障害者手帳等の交付を受けられる65歳以上75歳未満の方が、長寿医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

## 4 健康診査の受診は、お早めに

現在、健康診査の対象となる方にお送りしております健康診査受診券には、有効期限があります。受診券の有効期限をご確認の上、有効期限内に受診するようにしてください。

#### ■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町健康生活課 後期高齢者担当 TEL 72-3417まで